

住宅型有料老人ホーム なら八条
管理運営規定

管理運営規定

1 目的

高齢者に適した住宅環境と、栄養管理に基づいた食事を提供し、日常生活の安全に便宜を図ることで、入居者が安心して日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とします。入居者が要介護状態になられた場合は、併設、又は外部の居宅介護事業所を利用し、居宅介護支援計画に基づき、当施設でその能力に応じて自立した日常生活が送れるように援助します。

2 職員体制

職員としては施設長を中心として訪問看護事業所の看護師・居宅介護支援事業所のケアマネジャー、訪問介護ステーションの介護職員、及び当施設の介護職員、事務職員がチームを組んで、連携し、施設の適切な管理運営を行い、利用者が安心して生活できる環境を提供します。

3 定員

入居定員は 80 名 居室数は 68 室

入居者については、入居者選考委員会において決定する。

入居者選考委員会は、施設長、怪異越し、介護職員、担当介護支援専門員により構成する。

4 管理運営組織

管理運営の為の為に、下記の部門を設置し、施設長の統括のもとに、職員が各部門を担当する。

- ① 介護・生活・レクリエーション部門
- ② 健康管理部門
- ③ 食事部門
- ④ 生活相談・助言部門
- ⑤ 事務管理部門

5 管理運営業務

- ① 入居者に対する介護等各種サービスの提供
- ② 運営懇談会の開催
- ③ 職員の管理と研修
- ④ 防犯・防災に関する業務
- ⑤ 広報・連絡および渉外に関する業務
- ⑥ 居室及びその備え付け設備についての定期的点検、補修並びに取り換え等に関する業務
- ⑦ 敷地及び施設の維持補修、管理、清掃、ごみ処理等に関する業務
- ⑧ 情報開示

6 運営懇談会

施設の管理運営を適切に実施するために、施設長、事務職員、併設事業所の担当者及び学識経験者、民営委員、入居者代表より組織する運営懇談会を設置します。要介護者については、身元引受人に出席を求める。運営懇談会では入居者の状況、サービス提供が適切かつ円滑になされていることを確認し、共益費、食事徴収等の内容を定期的に報告説明するとともに、入居者及び身元引受人等の要望、意見を運営に反映させるよう務めます。又、その記録の整理保存に努めます。

7 居室の設置およびその利用

入居者は住居として居室を利用することができます。

(1) 介護サービス

ア 介護サービスについては居宅介護支援事業所のケアマネジャーのケアプランに基づいた居宅介護サービスを受けることができます。居室内、施設内の介護サービスは訪問介護計画に基づき提供されます。

イ 介護サービスの内容は別表「介護サービス」一覧表のとおりです。

ウ 介護職員等の職員配置状況は原則として重要事項説明書の通りですが、入居者数の変動により変わることがあります。

エ 介護サービスの提供にあたっては、入居者の生命または身体を保護するためや緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動の制限は行いません。但し、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その対応、及び時間帯、その際の入居者の心身状況、緊急やむをえなかった理由を記録し、ご家族の了承のもと行います。ご家族の要求、監督機関の指示があった場合はこれを開示します。

(2) 健康サービス

ア 年1回の定期健康診断（別料金）のほか、健康相談等を別表「健康管理サービス」に従って行います。

イ 協力医療機関において、適切な治療が受けられるように必要な連携を行います。

(3) 食事サービス

ア 毎日1日3食、管理栄養士の管理のもと、食事を提供します。

イ 入居者の状態に応じミキサー食・刻み食等の特別食を提供します。

(4) 生活援助・助言サービス

入居者の生活全般に関するサービスを別表「生活相談・助言サービス」に従って、行います。

(5) 生活サービス

家事全般に関するサービスや生活利便に関するサービスを別表「生活サービス」に従って提供します。

(6) レクリエーション等

文化・余暇利用活動や運動、娯楽等のレクリエーションに関する生活支援を行います。

(7) その他のサービス

このほかにも施設において一般的に対応できるいろいろな支援サービスを提供します。

8 費用及び使用料

(1) 入居一時金(33万円)は、入居契約日までにお支払いいただく。精算完了後退去日の10日以内に入居者の指定の口座に返還する。

(2) 月払いの費用について

共益費 一人部屋 12,000円

二人部屋 15,000円

食費 朝食 360円 昼食 660円 夕食 660円

電気・水道代 各居室のメーターにより請求。公共料金の規定による。

(3) 共益費の取扱い

共益費は、共用施設等の維持、管理費、事務管理部門の人件費及び、事務費に充当する。

(4) 食費の取り扱い

食費は、給食委託階差の人件費、食材費、管理費に充当する。

前日午後3時までに欠食届を提出した場合は、喫食実績に基づき清算する。

特別食、きざみ食、流動食はその都度その内容に依り相談対応する。

(5) 家賃について

家賃 一人部屋 60000円

二人部屋 75000円

翌月分を当月に支払う

(6) 介護サービスのうち他の事業者と契約する介護保険給付対象外サービスの提供に対しては1割～3割負担が必要です。なら八条における、介護保険給付対象外サービスは介護サービス一覧表に応じてご負担いただく。

(7) その他入居者個人で使用される日用品、介護用品は持参頂くか実費負担となる。

(8) 費用の改定

入居者の意見を聴いて改定します。

(9) 支払方法

費用及び使用料の支払いについては、入居者あてに明細をつけて、毎月10日までに請求し毎月28日に銀行引き落としされる。

(10) 居室内の軽微な修繕項目等について。

窓ガラス、網戸の取り換え、電球、蛍光灯の取り換え、内装用のクロスの張替え、水周りの修理。など、入居者の故意、明らかな過失が原因な場合

のみ実費負担とする。害虫駆除は居室内の限られた場合の蚊、蠅については、実費負担。施設全体のゴキブリ、ネズミ、蚊等については施設で行います。

(11) 禁止及び制限される行為等

入居契約書第7条により定めております。当該項目につきましては、この定めに従い対応します。

9 苦情処理

入居者からの苦情又はご意見には、迅速かつ適切に対応する為に、苦情を受け付ける窓口を設置して、施設長が対応し、解決に努めます。

10 情報開示

運営に関する情報、サービス内容、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書、管理規定等を公開するものとし、経営状況、事業収支計画についても閲覧に供します。

11 緊急時における対応

(1) 入居者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、医師または協力医療機関と連絡を取り適切な対応を行います。

(2) 緊急医療を要する場合には健康管理サービスの項目において、対応方法を示しています。

12 非常災害対策

(1) 非常災害が発生した場合、施設は「消防計画」または「地震防災計画」に従い入居者の避難等について適切な処置を講じます。

(2) 非常時に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、入居者の方も参加して避難訓練等を行います。

13 その他運営に関する重要事項

(1) その他運営事項に関する重要事項として、当施設では、利用契約において、介護事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに従った対応を行います。

(2) 在宅介護サービスの提供について、重要な事項が生じた場合、当施設は当該介護事業者と連携して、適切な対応を図り入居者保護の観点に立って、問題解決にあたります。

(3) 問題の対応策又は対応結果については、各入居者に説明し、理解を得るように努めます。

付則 この規定は、令和6年6月1日から施工します。